



自対機仙主管第37号の2
平成29年12月26日

公益社団法人 宮城県トラック協会長 殿

自動車事故対策機構
仙台主管支所長



平成29年度運行管理者等一般講習（追加）の実施について

初冬の候、皆様方にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当機構の業務につきましては、格別のご支援とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度の運行管理者等一般講習を、新たに下記の日程で追加開催することとしましたので、お知らせいたします。

なお、問い合わせのあった事業者等には、当機構のホームページまたは別添の開催案内により案内することとしておりますので、参考までにお送りいたします。

記

1. 実施日及び場所

- | | | | |
|-----|-------|----------|--------------|
| 第1回 | 平成30年 | 2月6日（火） | 貨物対象（定員200人） |
| 第2回 | 平成30年 | 2月13日（火） | 貨物対象（定員200人） |

場所：（公社）宮城県トラック協会研修センター

2. その他

- ①講習開催案内は、平成29年12月25日（月）から当機構ホームページにより公開しております。
- ②講習申込期間は平成29年12月25日（月）開始
- ③ただし、申込期間内であっても、定員になり次第締め切ります。

平成29年12月26日

各自動車運送事業者 御中

自動車事故対策機構
仙台主管支所長

平成29年度運行管理者等一般講習（追加）のご案内について

初冬の候、皆様方にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当機構の業務にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、自動車事故対策機構仙台主管支所では、平成29年度運行管理者等一般講習を、既に18回実施し終了したところですが、今年度につきまして、平成29年度受講対象でまだ受講されていない方のために、下記のとおり平成29年度運行管理者等一般講習を追加開催することといたしました。該当される方はぜひ受講されますようお願いいたします。

記

1. 日 時

実施日及び場所

第1回	平成29年	2月6日（火）	貨物対象（定員200人）
第2回	平成29年	2月13日（火）	貨物対象（定員200人）
第3回	平成29年	2月17日（土）	旅客対象（定員30人）

※ トラックの運行管理者様は貨物業態（2/6、2/13）を、バス・タクシーの運行管理者様は旅客業態（2/17）を受講しなければ、今年度の一般講習は修了となりませんので、ご注意ください。

受付時間 9：00～ 9：50

講習時間 10：00～16：10（詳細は別紙カリキュラム参照）

2. 場 所

宮城県トラック協会研修センター 4階 研修室（第1回、第2回）

宮城県トラック協会研修センター 3階 研修室（第3回）

仙台市若林区御町五丁目8-3

3. 申込み等

申込み期間：平成29年12月25日（月）開始

なお、期間中であっても、定員になり次第締め切ります。

申込み方法：インターネット（<http://www.nasva.go.jp>）により申込み下さい。

4. 講習の手数料（受講料）

一人：3,100円（消費税を含む）（お釣りの無いようにお願いします。）

※ご注意

（公社）宮城県トラック協会に加入されている事業者に所属している方の講習手数料（受講料）は、昨年度と同様交付金による助成は行われませんので、受講料3,100円を当日にお支払いいただきます。

5. 平成29年度の講習対象者

- (1) 運行管理者として選任され、運輸支局長あてに選任届出がなされている方のうち、平成28年度運行管理者等一般講習を受講していない方
(平成28年度の運行管理者等一般講習の日程以後に選任されたために受講できなかった方を含む。)
- (2) 平成27・28年度の特別講習受講対象となった営業所で選任されている運行管理者(平成27・28年度の2か年連続で一般講習を受講した方を除く。)
- (3) 運行管理の補助者で受講を希望される方

6. 持参するもの

- (1) 運行管理者等指導講習手帳(お持ちの方だけで結構です。)
- (2) 写真(縦3センチ×横2.4センチの免許証用写真と同サイズ)
(手帳の無い方、手帳の受講証明欄が一杯になっている方、手帳に写真が貼られていない方のみ。)
- (3) 筆記用具
- (4) 受講料 3,100円(前記4参照)

7. 注意事項

- (1) 受付時間
9時00分から9時50分
(講習は10時00分から16時10分まで)
※ 受付終了後は、原則として入場できませんのでご了承願います。
- (2) 退職・転勤等で運行管理者を変更された事業所については、解任届等の手続きが必要となります。
- (3) この一般講習は、法令に基づく義務講習となっておりますので、上記の「5.平成29年度の講習対象者」の欄に該当する運行管理者は必ず受講する義務があります。
なお、本講習を含め、指示された義務講習を受講させなかった場合は、行政処分を受けることがあります。

以上